

平成14年度財政援助団体監査結果に関する措置状況

(産業観光局-1)

監 査 の 結 果

3 花と緑の市民フェア実行委員会

京都市産業振興事業補助金交付要綱によると、補助金の額は、市長が必要と認める当該事業費に2分の1を乗じて得た額とし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでないとされている。

花と緑の市民フェア実行委員会に対する補助金の交付額は、当該事業の実質事業費の2分の1を超える額となっていたが、交付決定書には、市長が特に必要と認めた理由が記入されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成15年度事業から、交付決定書に市長が特に必要と認めた理由を記入するよう改めた。

今後も適正な事務処理を行うよう努めていく。

監 査 の 結 果

4 社会福祉法人京都ライトハウス

補助金の支出に関する事務については、事業の完了確認が遅延していた。また、事業完了前に補助金の額が確定しているときは、前金払により補助金を支出することができることされているが、補助金の額が確定していない時期に、補助金を前金払で支出していた。

適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

補助金事業の終了後、速やかに収支決算書を提出させ、事業が適正に完了したことを確認することとした。

また、補助金の支払い方法については、平成16年度から年度当初に概算払で支出し、事業終了後に収支決算を確認のうえ、精算事務を行うこととした。

監 査 の 結 果

7 社団法人京都市シルバー人材センター

社団法人京都市シルバー人材センターから提出された事業実績報告書の収支決算書において、京都市からの補助金収入額が誤っているにもかかわらず受領していた。

適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

社団法人京都市シルバー人材センターから本市へ返還された補助金については、当該法人において収入した科目ではなく、他の科目から支出されていたため、収支決算書の「京都市からの補助金収入額」が誤っていたものである。

については、当該法人に対して、本市からの補助金を返還する場合は、財務規約に基づき収入した科目から支出するよう指導するとともに、平成14年度に支出した補助金の事業実績報告書の点検を十分に行い、適正な金額であることを確認したうえで受領した。

監 査 の 結 果

9 あけぼの会共同作業所

京都市精神障害者通所訓練事業補助金交付要綱によれば、補助金の精算は、事業実績報告書により行うとされているが、実績報告書の事業内容や事業経費内訳の確認が不十分であったことなど、実績報告書が精査されていなかった。

補助金の精算に当たっては、実績報告書を裏付ける資料の提出を求め、内容を確認するなど適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

平成14年度の事業実績を確認するため、証拠書類として職能技術者及び企業実習促進のために雇用した者の出勤状況がわかる資料を徴するとともに、平成15年度の事業実績報告においては、事業に要した経費の明細書の提出を新たに求めることとし、その旨を各共同作業所に通知した。



監 査 の 結 果

10 精神障害者共同作業所京都希望の家

京都市精神障害者通所訓練事業補助金交付要綱によれば、補助金の精算は、事業実績報告書により行うとされているが、実績報告書の記入方法に誤りがあるなど、内容確認が不十分であった。

実績報告書を裏付ける資料の提出を求め、内容を確認するなど適正な事務処理をされたい。

講 じ た 措 置

事業実績報告書の記入誤りについては、当該団体に指導のうえ、適正な報告書を再提出させた。

また、平成14年度の事業実績を確認するため、証拠書類として職能技術者及び企業実習促進のために雇用した者の出勤状況がわかる資料を徴するとともに、平成15年度の事業実績報告においては、事業に要した経費の明細書の提出を新たに求めることとし、その旨を各共同作業所に通知した。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)